

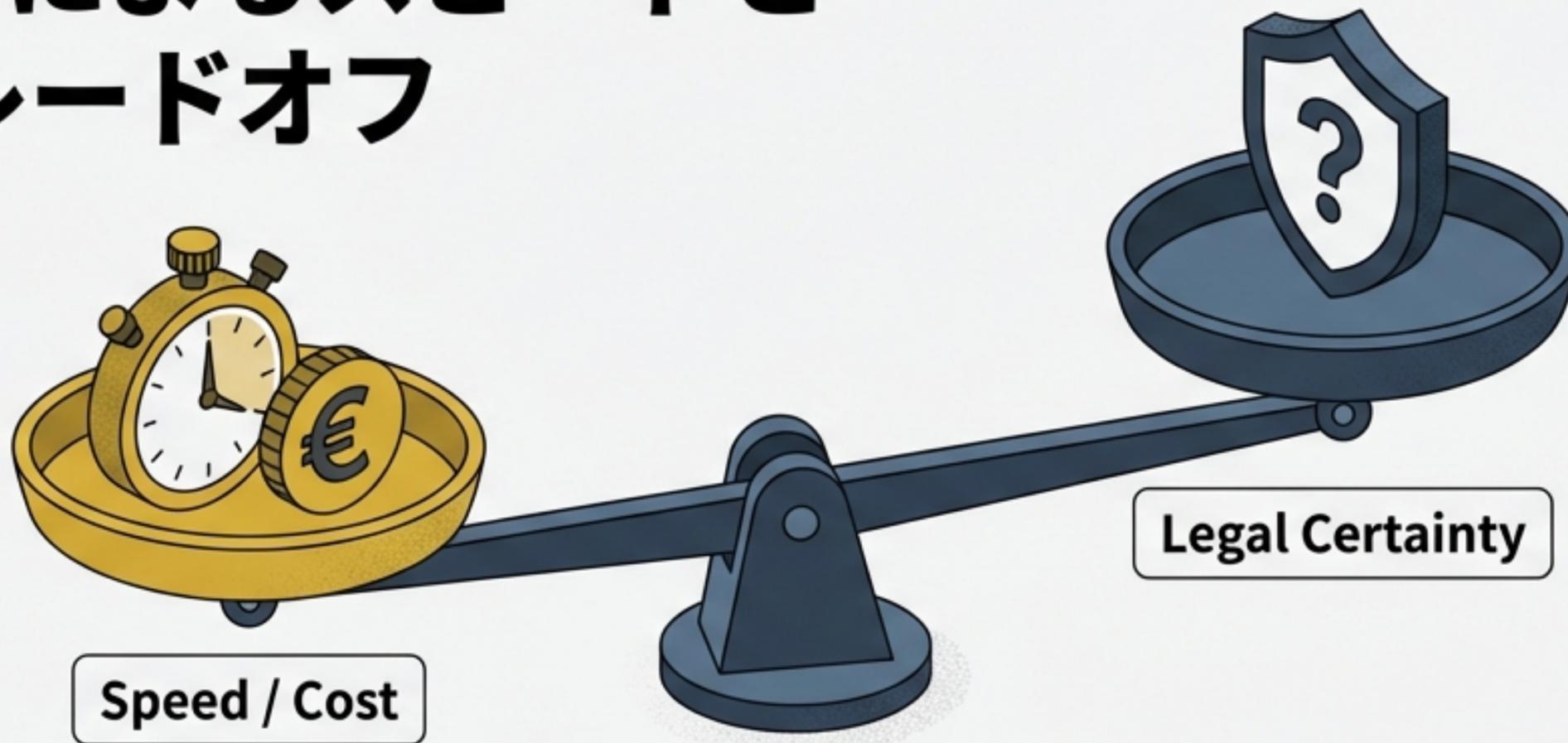


ドイツ実用新案 (Gebrauchsmuster) 徹底ガイド

制度の仕組み・戦略的活用・
リスク管理の完全要約

Based on 2024 DPMA Reports & Case Law

「無審査」によるスピードと責任のトレードオフ



登録までの期間

平均 **約4.0か月**
(2024年実績)



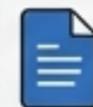
制度の性質

無審査 (Ungeprüft)
— 登録は有効性を
保証しない



2024年統計

出願件数 9,577件



処理案件の
登録成功率 **91.4%**

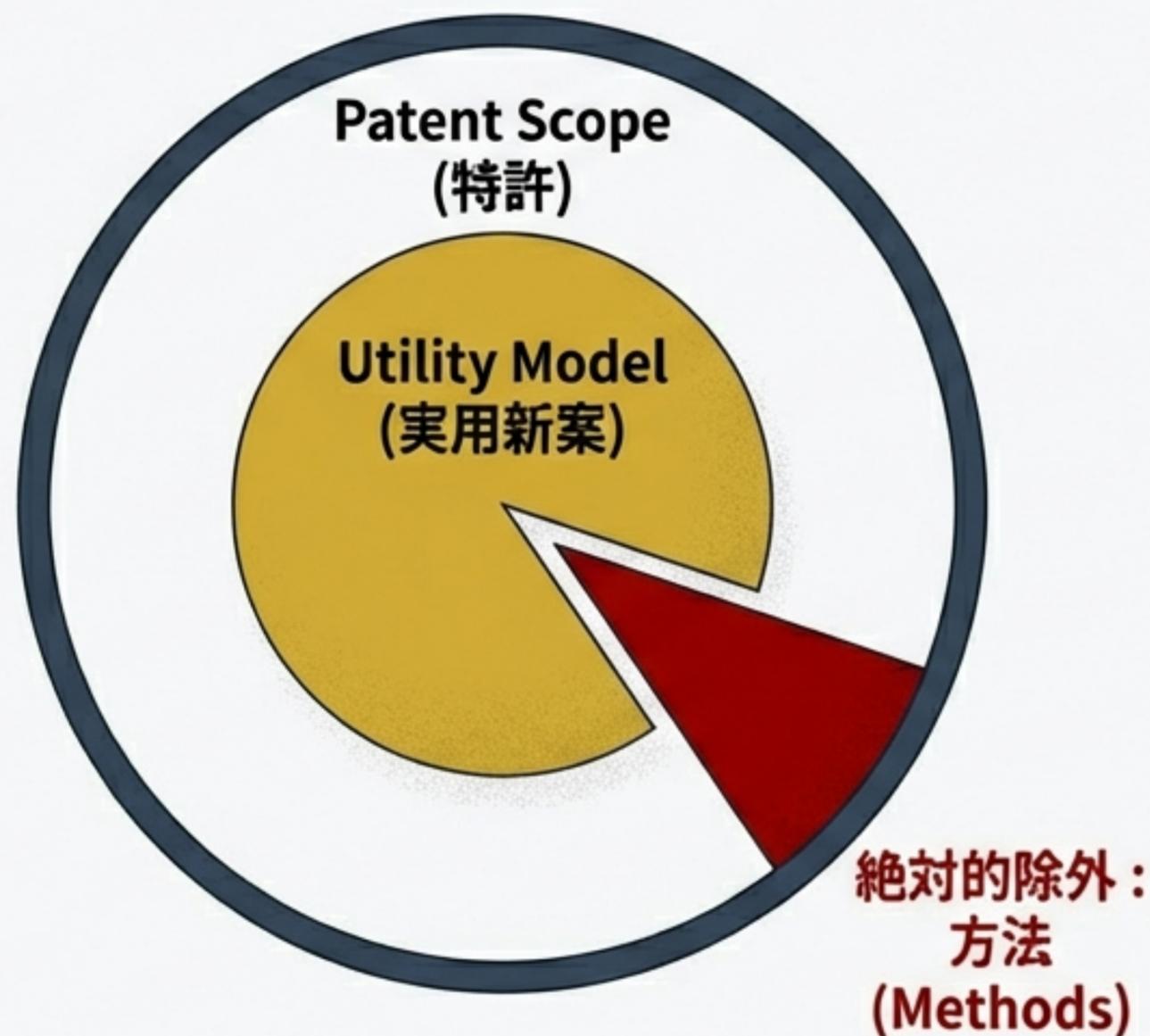


戦略的価値

特許取得までの「空白
期間」を埋める権利
(**Abzweigung**)



保護対象：特許の「小さな兄弟」 としての範囲と限界



Slate Blue

- **保護対象**：技術的発明（化学物質・医薬・食品も保護可能）
- **絶対的除外 (重要)：方法・プロセス (Verfahren)**
 - 製造方法、作業方法、測定方法などは不可
 - 判例：Feldmausbekämpfung (BGH) にて確認
- **その他の除外**：バイオテクノロジー発明、植物品種など

「装置・物 (Device/Product)」の
クレーム構成が必須。

「無審査登録」の現実とリスク



DPMAの審査範囲:

- 方式要件と「明白な登録障害 (§2)」のみ。

審査されない項目:

- 新規性 (Neuheit)、進歩性 (Erfinderischer Schritt)。

結果:

- 権利は早期に発生するが、「隠れた瑕疵」により事後的に削除 (Löschung) されるリスクを内包する。

対策:

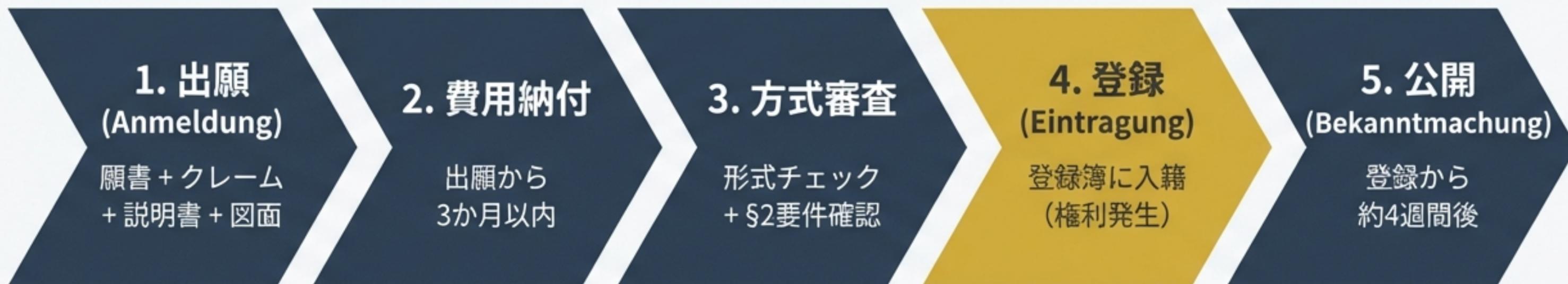
- 出願人自身の先行技術調査、またはDPMAへの「§7検索」申請が推奨される。

新規性とグレースピリオド：特許との決定的な違い



新規性喪失の例外 (Grace Period)	出願前6か月以内の出願人による開示は、新規性を喪失しない (Neuheitsschonfrist)。
先行技術: 書面公知	世界中のすべての文献 (絶対的新規性)。
先行技術: 公然実施 (Public Use)	ドイツ国内での使用のみが対象 (国外での使用は問われない)。
先行技術: 口頭開示	先行技術に含まれない (特許との大きな相違)。

出願から登録・公開までのプロセス

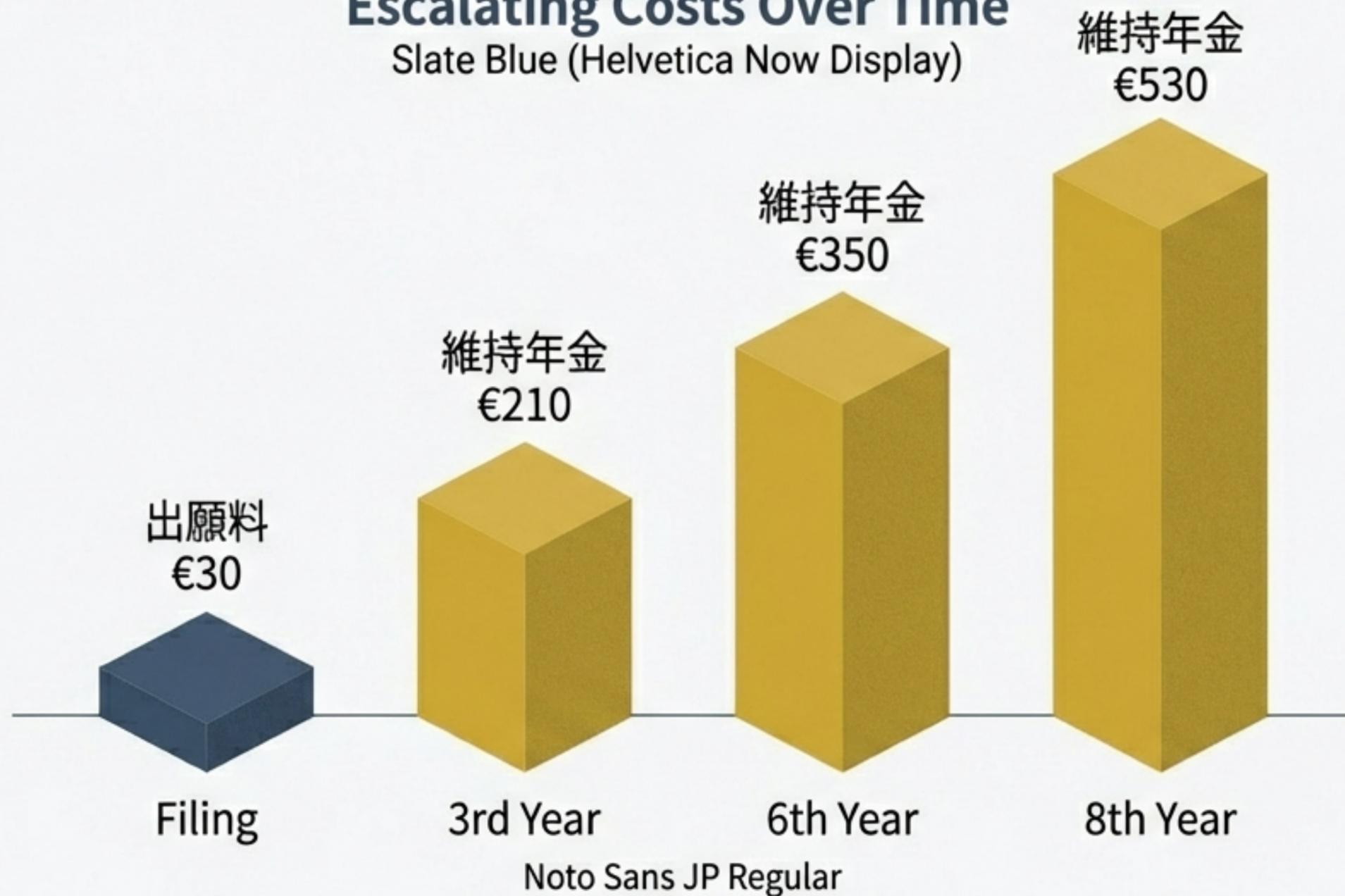


平均処理期間：約4か月

コスト構造と維持更新

Escalating Costs Over Time

Slate Blue (Helvetica Now Display)



調査請求 (検索) : €250 (任意)

Helvetica Now Display

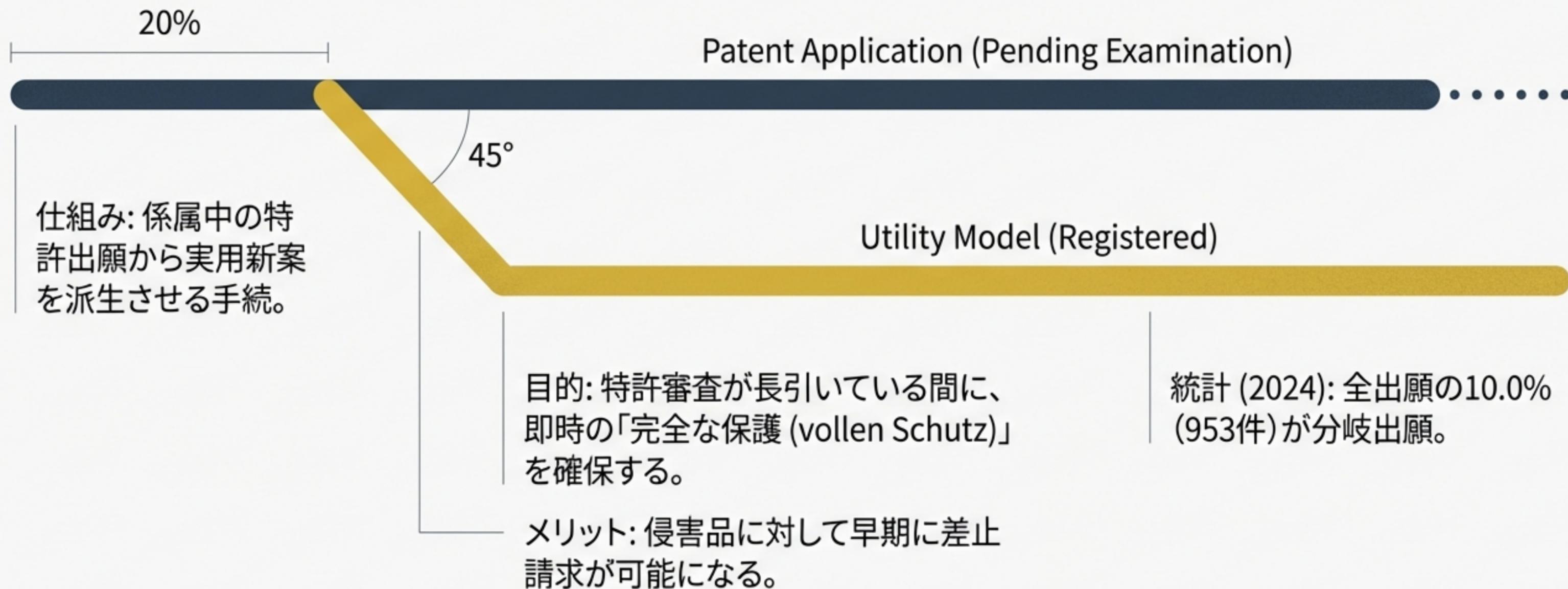
最大存続期間 : 10年

Helvetica Now Display

注意: DPMAは請求書を送付しない

注意: DPMAは請求書を送付しない。
詐欺請求 (Payment scams) に注意。

戦略の中核：分岐 (Abzweigung) による早期権利化



権利行使：強力な「剣」と立証責任



権利の効力

差止請求、損害賠償、廃棄請求が可能。

防御のリスク

相手方は必ず「権利無効」を主張してくる
(未審査の弱点)。

仮処分 (Preliminary Injunction) の壁

判例 (OLG Düsseldorf): 権利の有効性が明確であること (削除手続での維持決定など) が要件。

※ 未審査のままの行使は「ブーメラン」のリスクがある。

削除手続 (Löschung) : 有効性を争う主戦場

申請者: 誰でも申請可能 (手数料 €300)

審理機関: DPMAの合議体

法律職1名 + 技術審査官2名

判断基準: 新規性・進歩性の有無

進歩性は特許と同レベルが要求される

費用負担: 敗訴者負担の原則

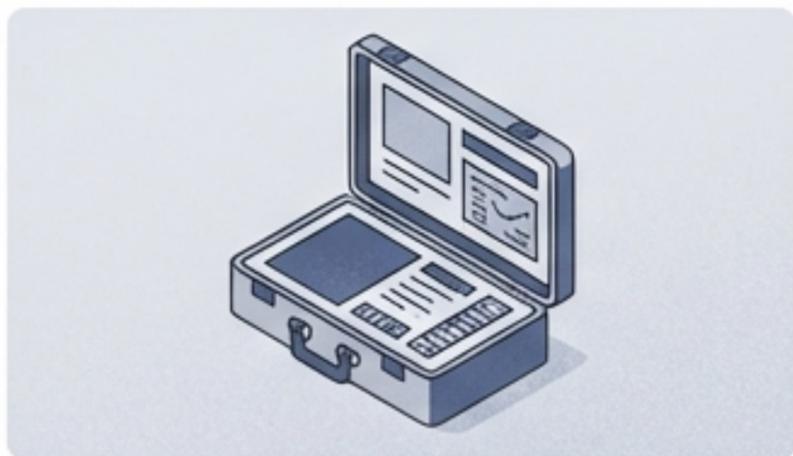
相手方の費用も含む

性質: 当事者系手続 (Inter partes)。特許の無効審判に相当。

実務を規定する重要判例

Slate Blue

Demonstrationsschrank (BGH)



「進歩性」は特許と同じ質的判断が必要。実用新案だからといってハードルは下がらない。

Mustard Gold

Feldmausbekämpfung (BGH)



「方法 (Process)」の除外を厳格に適用。製造方法は保護されない。

Bundesrot

OLG Düsseldorf (仮処分)



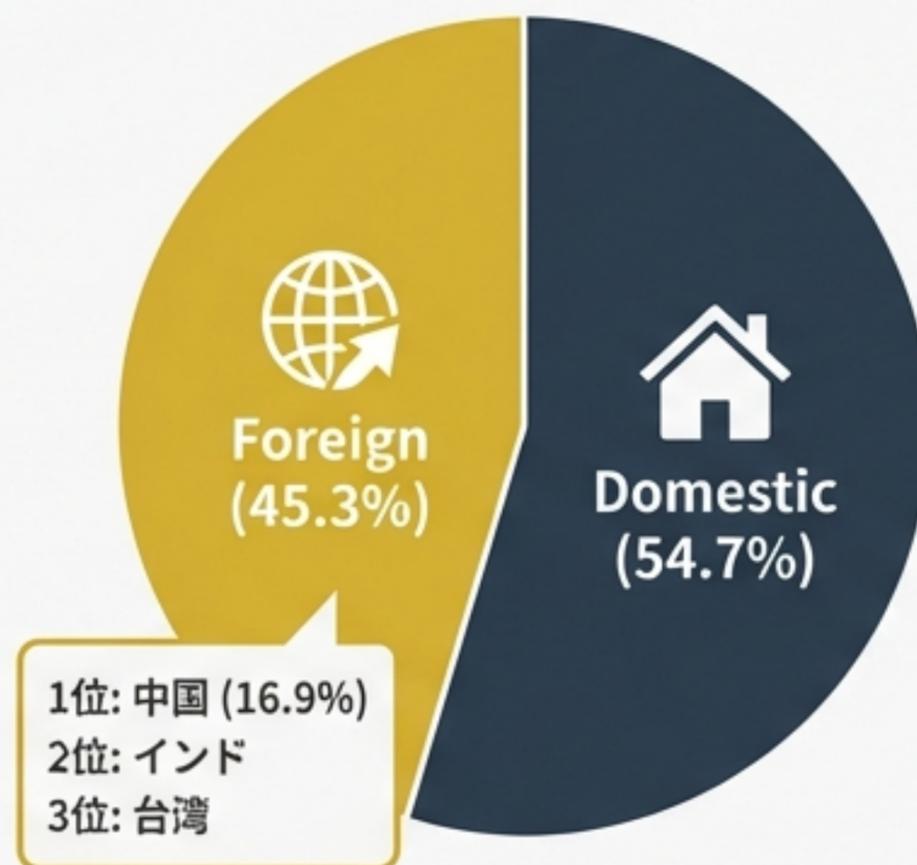
仮処分には「高度な有効性の確信」が必要。未審査権利の濫用を戒める判断。

統計データ（2024年版）：利用状況とトレンド

9,577件

電子出願率: 76.2%

Applicant Nationality



Top Technical Fields

電気機械・エネルギー (1,113)



家具・ゲーム



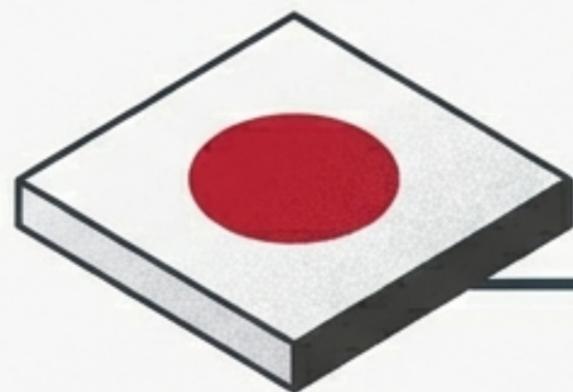
建設



比較分析：ドイツ特許 vs 実用新案

項目	ドイツ特許 (Patent)	実用新案 (Gebrauchsmuster)
審査	実体審査あり	無審査 (形式のみ)
権利化速度	数年	数ヶ月 (約4ヶ月)
存続期間	最大20年	最大10年
保護対象	方法を含む全技術	方法を除く技術
先行技術	絶対的新規性	6ヶ月グレースあり / 口頭公知除く
進歩性	高度な創作	特許と同等

国際比較：日本制度・欧州特許（EPO）との位置づけ



vs 日本実用新案

- ドイツは「化学・医薬」も保護対象
- 権利行使リスク管理は同様に必要



vs 欧州特許（EPO）

- 「欧州実用新案」は存在しない（ドイツ国内のみ）

推奨戦略：短期・局地戦は「**ドイツ実用新案**」、長期・広域戦は「**EPO**」の併用（二正面作戦）。

戦略的チェックリスト：いつ活用すべきか？

- ✓ [Go] 製品ライフサイクルが短い (<10年)。
 - ✓ [Go] 特許審査中の「つなぎ」の権利が欲しい (Abzweigung)。
 - ✓ [Go] 出願前に自ら開示してしまい、グレースピリオドが必要。
-

- ⊖ [No-Go] 発明が「製造方法・測定方法」である。
 - ⊖ [No-Go] バイオテクノロジー関連である。
-

- ⚠ [Action] 権利行使の前には、必ずDPMA検索 (§7) か独自調査を行うこと。